



最近の判例から

消費者裁判手続特例法2条4号所定の共通義務確認の訴えについて同法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に該当するとした原審の判断に違法があるとされた事例

前最高裁判所調査官
松永智史 Satoshi Matsunaga

最高裁第三小法廷令和6年3月12日判決
令和4年(受)第1041号
共通義務確認請求事件

I 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「消費者裁判手続特例法」という。)2条10号にいう特定適格消費者団体であるXが、Yらが相当多数の消費者(以下「本件対象消費者」という。)に対して虚偽又は実際とは著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をして商品を販売するなどしたことが不法行為に該当すると主張して、Yらに対し、Yらが本件対象消費者に対して上記商品の売買代金相当額等の損害賠償義務を負うべきことの確認を求めて、同条4号所定の共通義務確認の訴えを提起した事案である。

消費者裁判手続特例法3条4項は、「裁判所は、共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決をしたとしても、事案の性質、当該判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を考慮して、当該簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる。」旨を規定してい

るところ、本件では、本件訴えにつき、同項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」(以下「本要件」という。)に該当するか否かが問題となった(なお、同法は、令和4年法律第59号(以下「令和4年改正法」という。))により題名も含め多くの条項が改正されたが、同項は改正されていない。)

2 事実関係の概要等

(1) 事実関係の概要は、次のとおりである。

Y1は、平成28年10月頃、仮想通貨(暗号資産)の内容等を解説する仮想通貨バイブルと称するDVD(以下「本件商品(1)」という。)及びこれにVIPクラスと称する複数の特典を付加したもの(以下「本件商品(2)」という。)の購入を勧誘するためのウェブサイト(以下「本件ウェブサイト」という。)を設け、これらの商品の販売を開始した。本件ウェブサイトには、本件商品(1)及び(2)について説明し、その購入を勧誘する文言として、「ハイパーミリオネア・Y2が参加者にわずか3ヶ月で16億円稼がせた“秘密の手続き”で日本人全員を億万長者にする歴史的プロジェクトが遂に始動!」、「史上最高のタイミング、史上最高の指導者による塾生に3ヶ月で16億円稼がせたノウハウを完全解説した『仮想通貨バイブル』を公開します…この教材は『暗号通貨で稼ぐ』ことに特化した世界初の教材です。」、「より『确实』に、より『早く』億万長者になりたいという方を対象としたVIPクラスをご用意しました。」等が掲載され